

和歌山信愛短期大学 奨学寄付金取扱規程

(目的)

第1条 和歌山信愛短期大学(以下「本学」という。)における教育・研究の奨学を目的とする寄付金(以下「寄付金」という。)の取扱について、和歌山信愛女学院経理規程及び本学の諸規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの基準)

第2条 寄付金は、寄付目的及び寄付条件が本学の事務・事業に支障がないと認められるものを受け入れることができる。

2 前項に該当する場合であっても、寄付金に次の各号に掲げる条件が付されている場合は、その寄付金を受け入れることができない。

- (1) 寄付金により取得した財産を寄付者に譲与すること。
- (2) 寄付金による学術研究の結果得られた知的財産権の権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄付申込後、寄附者の意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄付金を受入れることにより財政負担が伴うもの。
- (6) その他理事長及び学長が特に本学の業務遂行上支障があると認めるもの。

(受入れの決定)

第3条 別紙様式1により寄付者より寄付の申込みがあったとき、事務長は、その内容が第2条に定める目的及び条件を満たしているか否かを確認し、学長に報告する。

2 学長は、申し込みの内容を確認し、理事長と受入れの可否を決定する。

3 前項の寄付金の受入が決定したときは、事務長は速やかにその旨を大学の会計担当に連絡するものとする。

(受入れの手続)

第4条 会計担当者は、前条の連絡を受けたときは、次の事務手続きを寄付者で行う。

2 奨学寄付金の振込依頼書を寄付者に送付する。

3 振込手数料は、寄付者の負担とする。

4 振込確認後、寄付者に、「寄付金受領書」「特定公益増進法人であることの証明書(写)」を発行し送付する。

5 寄付者が個人である場合は、「税額控除に係る証明書(写)」も併せて発行し送付する。

(寄付金の使途)

第5条 学長は、寄付金の受け入れを行った場合は、寄付金の目的に応じた教育、研究等の経費に充てるものとする。

(寄付金の使途変更等)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄付金の使途の変更を行うことができる。

- (1) 寄付金の残額が著しく少額になった場合。
- (2) 寄付金より研究奨励金を受けている研究担当者の転出、死亡、退職等により、当該目的が果たせないことが分かった場合。

(寄付金の受払報告)

第7条 会計担当者は、毎会計年度寄付金についての受払報告書を作成し、学長に提出するものとする。

(事務)

第8条 本学寄付金に関する事務的事項は、本学会計が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。この規程の施行以前に受け入れた寄付金については、この規程に基づくものとみなす。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。